

令和7年度入札監視委員会第1回定例会議

(資料の確認等は省略)

○委員

皆様、こんにちは。

今年度もよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、会議を進行していきます。

まず、議題(1)入札・契約制度(土木部)の概要について及び議題(2)令和6年度の発注状況について、それぞれ事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

○事務局

監理課の×××でございます。

着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、土木部の入札・契約制度の概要につきまして説明させていただきます。

3ページをお開き願います。

こちらは、土木部における入札・契約制度の概要でございます。

まず、左側上段にあります入札方式でございます。発注金額別に区分しておりまして、一般競争入札を1,000万円以上としております。

次に、指名競争入札を1,000万円未満のものとしており、随意契約を250万円以下のものとしており、括弧にあります12者は入札参加業者数、30者は応札可能業者数を示しております。

なお、随意契約につきましては、本年6月1日付けで地方自治法施行令が改正されたことを受けまして、県の財務規則も改正されたところでございます。この件につきましては、別途、説明させていただきます。

次に、左側2段目の地域要件でございます。こちらは、災害対応を含む地域維持の担い手たる建設業者の確保等を目的に、業者の所在地を入札に参加できる要件とするものであり、発注金額に応じ、土木事務所が所管するエリアを1単位とし、県全体を12ブロックとしております。

続きまして、左側3段目、4段目のダンピング対策と総合評価方式についてでございます。こちらにつきましては、指名競争入札及び一般競争入札においては最低制限価格制度を、総合評価方式による一般競争入札を実施する場合には、低入札価格調査制度を採用しております。

この最低制限価格制度につきましては、工事の適正な施工に最低限必要な金額を前もって定め、この金額を下回った入札者を自動的に失格とする制度となっております。

また、低入札調査価格制度についてですが、こちらも同様に、前もって金額を定め、これを下回る場合、ヒアリング調査等を行い、適正な施工が確保できると判断できた場合に限り、落札者とする制度となっております。

次に、左側 5 段目のランク別発注標準金額ですが、こちらは、土木一式工事など 5 業種については、施工実績などを考慮した業者のランク付けを行っており、発注金額に応じ、入札に参加できる業者を区分しております。

このページの説明については、以上です。

続きまして、4 ページをご覧ください。

先ほど、随意契約の発注基準について説明しましたが、本県では、本年 6 月 1 日から、その基準額が、網掛け箇所のとおり、引き上げられたところでございます。これは、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点から、少額の随意契約の基準額を規定した地方自治法施行令が 1974 年以來の改正となったことを踏まえ、これに合わせて、県の財務規則を改正したものであります。

本委員会では、この随意契約の基準額に合わせて、予定価格 250 万円以下の発注工事を審議の対象外としておりましたので、今後、これを 400 万円に引き上げることにについて、事務局としては検討していきたいと考えております。

このページの説明については、以上でございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。

この資料は、令和 6 年度に、県が発注した工事全体の契約件数等を過年度分を含めてまとめたものであり、予定価格が 250 万円を超える工事を対象にしております。

表の構成としましては、左側 1 段目に総契約件数があり、次の 2 段目以降は、総契約件数の内訳として、一般競争入札、指名競争入札、随意契約に区分しております。

では、左側 1 段目の総契約件数をご覧ください。

網掛けしてあります令和 6 年度の契約件数は 2,746 件、落札率は 94.2% であり、過去の実績と比べますと、おおむね平年並みとなっております。

次に、最上段、左から 4 列目の落札率を入札方式別に見てみますと、網掛けしてあります令和 6 年度の一般競争入札の落札率は 94%、指名競争入札は 94.2%、随意契約は 97.7% となっております。

こちらの落札率につきましては、国土交通省が取りまとめた令和 5 年度の全国調査の結果が公表されており、全国平均で 94%、関東甲信越では 94.7% となっております、これに比べますと、本県の落札率はおおむね同程度のものとなっております。

次に、左側 1 段目の総契約件数のうち、最上段、左から 5 列目の応札可能業者数をご覧ください。

令和 6 年度は 37 人、前年度の 36.3 人とほぼ同数となっております。

なお、この応札可能業者数とは、各入札において設定された参加要件を満たした当該入札に参加可能な業者数を、発注者が入札の前にデータベース等で調査抽出した人数であり、県では、一般競争入札において、30 者以上を原則としております。

また、総契約件数のうち、左から 6 列目の参加業者数につきましては、実際に入札に参

加した業者数の平均値であり、令和6年度は6.6人と、前年度の6.8人とほぼ同数となっております。

その他、入札件数や落札率など表全体を見ますと、令和6年度はおおむね平年並みの値となっております。

このページの説明については、以上です。

続きまして、6ページをご覧ください。

この資料は、県が令和6年度に発注した工事全体の契約件数等を、過年度分を含め、部局別にまとめたものとなります。

表の最上段左から、部局名、年度、一般競争入札、指名競争入札、随意契約と区分しております。

最初に、表の左側中ほどより下段にあります発注件数の多い農林水産部、土木部、企業局の一般競争入札における落札率をご覧ください。

網掛けしてあります令和6年度は、農林水産部が96.1%、土木部が94.2%、企業局が95.6%であり、過去の実績と比べますと、いずれも同程度となっております。

次に、当該3部局の一般競争入札における応札可能業者数を見ますと、農林水産部が78.6者で、前年比較20.2者の増、土木部が36.3者で、1.2者の減、企業局が45.2者で、2.8者の増となっております。

農林水産部の応札可能業者数が増えておりますが、これは、防護柵の設置工事など、技術的な難易度が低い工事について、施工実績などの入札参加資格の要件を緩和しているものであります。

次に、当該3部局の一般競争入札における参加業者数は、3部局とも、過年度の実績と比べますと、おおむね平年並みとなっております。

また、当該3部局の指名競争入札及び随意契約の落札率や指名業者数につきましても、おおむね平年並みとなっております。

このページの資料につきましては、以上となります。

次に、本庁各課や出先機関など、各発注機関における令和6年度の発注状況について、特に落札率が低い案件について説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

産業戦略部の総括表になります。

この中で、×××の落札率が59.7%と低くなっております。発注機関に確認したところ、これは舗装の改修工事であり、最低制限価格制度等は設けておらず、工期を短縮して、人件費や重機の費用を抑えることが可能な業者が落札したために、落札率が低くなったとの見解でありました。

続きまして、20ページ、病院局の総括表をご覧ください。

こちらは、×××の落札率が74.5%と低くなっております。発注機関に確認したとこ

ろ、これは、電気設備の更新工事であり、最低制限価格制度等は設けておらず、機器を低額で調達できる業者が落札したため、落札率が低くなった。また、完成検査の徹底による施工不良の防止や、ダンピング対策として、下請従業員が社会保険の加入状況の確認などを行ったとの見解でありました。

事務局としましては、関係部局に対し、ダンピング受注の防止を図るため、適正な価格により取引をすることを推進しており、適正な積算による予定価格の設定や最低制限価格制度の活用等について周知を図っており、今後とも、こうした働きかけを続けていきたいと考えております。

次に、25ページ、資料3 令和6年度指名停止措置の状況についてをご覧ください。

指名停止措置につきましては、事業者の法令違反などを理由に、一定期間、その事業者を入札の対象から除外する行政機関の内部規制措置となっております。

この表では、一番下の段の合計欄をご覧ください。

令和6年度の指名停止措置件数は、合計16者と、令和5年度と同数となっております。

このうち、上から3段目になりますが、令和6年度、県発注工事において、工事関係者の事故による指名停止措置となった事業者は3件ございます。

こうした事故に対して、県としましては、委員会の設置をするなど、事故原因の分析を行うとともに、発注者に対する再発防止の指導等を行っているところでございます。

個別の事案の詳細につきましては、次ページ以降を、後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

議題(2)までの説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があれば承りたいと思います。どなたか、ご発言のある方はいらっしゃいますか。

○委員

よろしいでしょうか。

ページは忘れてしまったのですが、前のほうだと思います。随意契約で、1.0ではなく、1.1とか1点幾つとか、そういうのが生じるのは、どういう割り算でそうなるのでしょうか。

○事務局

随意契約の考え方ですが、基本的には、見積もりの聴取先はできるだけ2者以上というふうに規定しているところでございますが、例えば、その業者しか工事ができないような案件ですとか、災害等緊急を要する案件につきましては、1者の見積もりでも随意契約ができるという形の制度になっておりますので、2者未満の数字として出てくる案件もある

というところでございます。

○委員

今、随意契約なので、ほとんど1なのだけれども、たまに2者とか、そういうのが出てくるので、こういう1.1とか、小さい数字になるということですね。

○事務局

そうです。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございました。

ほかにありますでしょうか。

○委員

×××です。

質問させていただきます。

先ほど、落札率が低めるときは、ダンピング等の懸念もあるので、確認するようにされているというお話をされていましたが、実際に落札率が低かったというのを県はどのあたりで把握されるのですか。後々、何らかの報告時期にまとめて確認をしているのか、その契約ごとに全件を確認されているとか、そのあたりが分かれば教えていただきたいです。

○事務局

基本的に、当課でまとめているのは、年間まとめて、出た数字を確認しているという状況になります。

○委員

すると、年一度ぐらいにまとめて確認して、ある程度以下、今回だと74.5%とか59.7%ですが、一定の基準以下のものは説明を求めるような形なのでしょうか。

○事務局

そうですね。落札率が何%を下回ると確認するというような基準には明確にはなっていないのですが、平均で90%以上くらいが目安になっておりますので、それを下回るようなものについては、ある程度、できる範囲で理由を確認しているような対応をとっているところでございます。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございました。

○委員

×××です。

ご説明ありがとうございました。

同じようなところで、資料の20ページで、×××の落札率が低いというご説明だったのですが、これは2件あって、その平均が74.何%になっているので、これは7割ぐらいのものが2件あるのか、それとも、標準的な9割を超えるものと半分ぐらいのやつがあるのか、それは分かりますでしょうか。

○事務局

とりあえず1者だけ分かっているところなのですが、こちらは契約額が400万円で、落札率が64.2%というような案件が1つあるというところは確認できるのですが、もう1件の分は手元にないので。

○委員

これは、単なる落札率の平均値を出しているのですよね。

○事務局

そうですね。

○委員

契約金額で、もみつけとかしていないのですよね。

○事務局

そうですね。

○委員

では、今のちょっと逆のほうだから、15ぐらいですよね。

ありがとうございます。

最初に×××委員からあった質問で、私もちょっと勘違いしていたのですが、随意契約で、参加業者数というのは、要は、相見積もりをとっている業者数なので、本来は2者以上ということなので、通常、ずらっと数字が並んだときには、平均しますから、1.5とか2が出てくるのが標準であっても、1.0がきれいに並んでいるというのは、説明で言われた何か問題になるような気がしてきたのですが、その辺についてはどうお考えですか。

○事務局

基本的に、250万円以上の工事は、何らかの理由で随意契約にしなければならないという要素が非常に強い案件というふうに考えて、250万円以下であれば随意契約ができるという形になっていますので、それ以上の案件というのは特別な事情がある案件だというようなものなので、そうすると、やむを得ず1者で応札したという件数がおのずと大きくなっていると考えております。なので、250万円未満とかも、調査すれば、2者以上という数が増え、ばらけるのかなというふうには考えております。

○委員

分かりました。

○委員

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この議題につきましてはここまでにしめて、続きまして、議題(3)土木部における発注状況について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局

それでは、資料4になります。

続きまして、29ページをご覧ください。

こちらにつきましては、本県発注工事においては、土木部の発注が最も多いというふうになっておりますので、個別に土木部の案件をご審議いただくものでございます。

資料は、土木部全体の契約件数、当初契約額、落札率等を時系列に整理しており、集計は、随意契約を除く一般競争入札と指名競争入札になっております。

では、最初に、表1段目の契約件数の合計(A)の覧をご覧ください。

例年、2,100件から2,500件ほどで推移しております。

令和6年度は、一番右側の網掛けの部分ですが、1,925件となっており、令和5年度と比較すると175件の減であり、これは、国の補正予算の成立時期が遅かったため、年度末の発注件数が減少したことによるものでございます。

次に、契約件数のうち、一般競争入札と指名競争入札の覧を見ていただきたいと思えます。

平成23年度から平成25年度にかけて、一般競争入札の件数が増加し、指名競争入札の件数を上回る動きとなっております。これは、平成23年8月に、境地区の談合事件により、県が改善措置要求を受け、その再発防止策として、平成24年6月に、一般競争入札の適用範囲を、それまでの3,000万円以上だったものを、1,000万円以上に拡大したことにより、一般競争入札の件数が増加したことによるものであります。

また、契約件数のうち、括弧書きの総合評価につきましては、価格のみによる落札ではなく、価格と価格以外の要素である業者の技術力や実績などを含めて、総合的に落札者を決定する方式でございます。

現在、本庁執行となる1億5,000万円以上の工事は原則全て適用し、出先機関執行となる1億5,000万円未満の工事については、工事の特性や難易度などを考慮の上、個別に設定しております。

この総合評価の契約件数について、一番右の網掛け箇所、令和6年度につきましては、494件であります。一般競争入札の契約件数が1,389件でありますので、総合評価の実施率は35.6%となっております。

同様に、令和5年度の総合評価の実施率を計算しますと、36.1%、令和4年度は35.7%となっており、最近はおおむね同程度となっているところでございます。

次に、左側項目の上から3段目にあります落札率をご覧ください。

こちらの落札率の下段にあります12土木平均でございます。これは、県内全部で12か所あります土木事務所等の平均の落札率であり、一番右の網掛け箇所、令和6年度については、94.5%となっており、過去の実績と比較しますと、こちらも平年並みの値となっております。

次に、左側項目の一番下の段で、パーセントで表示された欄がありますが、こちらにつきましては、契約件数全体に対し、低入札価格調査の対象になった工事件数と最低制限価格を下回った工事件数との割合であり、ある程度、受注競争の状況を示す指標として考えられるものであります。

この一番右の網掛けの箇所、令和6年度については、15.2%となっており、直近5年で見ますと、11%から18%で推移しております。こちらもある程度安定しているものと考えております。

続きまして、30ページをお願いいたします。

こちらの表は、土木部内で最も発注件数の多い土木一式工事について、発注箇所別に落札率等を時系列に整理したものでございます。

一番右側の網掛け箇所、令和6年度を見ますと、発注箇所ごとに落札率のパーセントの差異はありますが、全て90%を超えております。

なお、一番下の段、合計の欄を見ますと、近年はほぼ94%台で横ばいとなっております。

議題(3)の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等がありましたらお受けいたします。いかがでしょうか。

いずれの指標を見ても、おおむね平均的というか、これまでとあまり変わらずというところですかね。

○事務局

そうですね。特に異常値というのは認められないと考えております。

○委員

ここは、そのような状況というご説明でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、議題(4)「委員が必要と認める事案」に関する提案についてをご説明願います。

○事務局

こちらは、お手元の資料31ページをご覧ください。

「委員が必要と認める事案」に関する提案について説明させていただきます。

事務局としましては、茨城県入札監視委員会運営要領第9に定める「委員が必要と認める事案」として、引き続き、1者応札の状況について、委員の皆様にご審議していただきたいという形で提案させていただきます。

なお、32ページには、今年度における今後の議題及びスケジュール案について記載しております。

議題(4)の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

例年と同様に、1者応札のところについてということで審議をするということですが、これは第2回の会議においてというご説明でした。その後、抽出して、第3回で審議という流れになっています。

この点、何かご意見等ありますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員

よろしいですかね。

そうしましたら、特に異議がないということですので、事務局案どおり、やっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに何かご質問とかありますか。皆さんの審議のおかげで順調に進んでまいりましたが、いかがでしょうか。

特になければ、また一度、事務局にお返ししますので、今後の事務連絡等をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

(以下、進行など省略)